【64号】
広装協 組合だより

広島県室内装飾事業協同組合
広島市西区三篠町1丁目7番4号
〒733-0003　TEL（082）239-9281
FAX（082）239-9282
発行責任者　教育情報内装士部委員会
委員長　木佐貫　良　彦

広装協 組合員事業所のサポート！

組合では、組合員の経済的・社会的地位の向上と業界の発展のための事業活動を推進しております。

企業経営、職場環境改善、人材育成など従業員の意識向上活力推進を図るための講習会等を開催しております。

事業に伴う消防法、建築基準法等に関する知識を得るための各種説明会・講習会も定期的に実施しております。

業務遂行にかかわる企業リスクマネージメントに有利な保険等を推進しております。

組合の活動状況、インテリア業界の情報、組合員の紹介などは『組合HP』『組合だより』で紹介しております。

研修会・講習会、組合の諸行事は随時案内しますので積極的に参加してください。

平成28年度前期技能検定受検のご案内

国家試験であります「平成28年度（前期）技能検定」が、次のとおり実施されます。

受験を希望される方は、組合事務局までご連絡ください。技能検定案内と受検申請用紙を送付いたします。

《受検申請受付期間》
平成28年4月4日(月)～4月15日(金)〈組合受付は4月13日(水)〉

《検定職種》
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）〈1・2級〉
内装仕上げ施工（木質系床仕上げ工事作業）〈1・2級〉
表装（壁装作業）〈1・2級〉

《学科試験》
①内装仕上げ施工（プラスチック系・木質系床仕上げ工事作業）〈1・2級〉
②表装（壁装作業）〈1・2級〉

《実技試験》
平成28年6月2日(木)～9月7日(水)期間内の指定する日（後日連絡）

《受検手数料〈各職種とも〉》
実技試験：17、900円
学科試験：3、100円

《受検資格》
二級⇒2年以上の実務経験のある者
一級⇒7年以上の実務経験のある者又は二級合格後2年以上の実務経験のある者

足場の組立て等の業務に係る特別教育講習会の開催

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の改正に伴い、「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」、〈クロス貼りや、カーテン取付で利用している足場（二脚の脚立にスライド板を渡した状態等も対象）〉が特別教育の対象となり、全員受講が義務付けられています。

現在、足場の組立て等の業務に従事している人については、教育時間を短縮した特別教育（時間短縮3時間）を受講することにより、引き続き足場の組立て等の業務に従事することができます。

平成29年6月30日迄が猶予期間です。

組合主催により、次のとおり「足場の組立て等の業務に係る特別教育講習会」を開催しますので、クロス、カーテン工事対象者の方は、この機会に是非受講をおすすめします。

今回の講習会は次のとおりです。

開催日時：
平成28年6月11日(土)
午後1時30分～4時40分

開催場所：
中特会館・広島市中区幟町3―57

実施機関：
建設業労働災害防止協会広島県支部

受講対象者：
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事している人。
クロス貼り、カーテン取付等で脚立に板を渡し作業をする人も対象になります。
特別教育受講不要者：
①足場の組立て等作業主任者技能講習修了者。
②とびに係る1級又は2級の技能検定合格者。
③職業訓練（建築系）修了者等。

受講料：
6、000円（税込）〈テキスト代含む〉
※建設労働災害防止協会広島県支部会員5、000円（税込）。
受講料は平成28年5月17日までに事務局へ納入してください。

申込方法：
組合事務局へ連絡して、所定の「足場の組立て等特別教育受講申込書」を求め、必要事項を記入して所定の手続きをしてください。

申込期日：
平成28年5月17日(火)

終了証：
所定（カリキュラム終了）の特別教育受講者には建設業労働災害防止協会広島県支部の終了証を交付します。

カリキュラム：

科　目	時　間
足場及び作業の方法に関する知識	1.5時間
工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識	15分
労働災害の防止に関する知識	45分
関係法令	30分
計	3時間

お問い合わせは組合事務局へ。
広島市西区三篠町1丁目7―4
TEL（082）239―9281
FAX（082）239―9282

登録内装仕上工事基幹技能者『平成28年度前期登録講習会』開催案内

日本室内装飾事業協同組合連合会（日装連）・（一社）全国建設室内工事業協会（全室協）・日本建設インテリア事業協同組合連合会（ジェイシフ）の内装3団体で運営する、登録内装仕上工事基幹技能者推進協議会は、平成28年度前期登録講習会の日程並びに会場を決定した。

登録基幹技能者制度は、国土交通省、建設業振興基金の認可を受けて、平成21年から従来の基幹技能者制度に代わって発足しておりますが、平成27年12月末現在の有資格者数は、33業種43団体で45、595名となっております。

登録内装仕上工事基幹技能者数は、平成27年12月末現在2、946名で、その内日装連関係の有資格者は579名（内広島県35名）です。

今後国土交通省では、登録基幹技能者の評価・活用について、公共工事だけでなく、民間工事に対しても一層力を入れていく方針であり、元請企業団体においても「優良職長手当制度」等で登録基幹技能者の優遇措置を導入しております。

平成28年度は、広島での開催はありませんが9月14日～16日に開催される大阪会場の案内は後日連絡します。

その他、佐賀(鳥栖)会場が5月24日～26日〈締切日5月10日〉、東京会場が8月3日～5日〈締切日7月15日〉に開催されますので、希望があれば組合事務局へお問い合わせください。

受講資格者：
(A)内装仕上工事に関する1級技能士（内装仕上工事の施工現場において10年以上の実務経験および3年以上の職長経験を有する者）
(B)1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ）（内装仕上工事の施工現場において10年以上の実務経験および3年以上の職長経験を有する者）

考課測定：
講習最終日に四者択一式の考課測定を実施し、合否の判定後合格者には資格証が授与されます。

事業所の危機管理には万全を！

組合では、事業所の業務遂行に関わる賠償リスク・福利厚生において、リスク管理面からの制度商品や共済制度を推進しております。
上手に活用して事業所の危機管理に万全を期してください。

共済制度『まかせんさい』のご案内

広島県中小企業団体中央会が会員組合及び傘下組合員において福利厚生やリスク管理等の更なる充実を図ることを目的に「就業中保障型」と「24時間保障型」の傷害共済を開発し、広島県中小企業共済協同組合と共同推進しております。

「就業中保障型」の特徴は、①企業として最低限必要な就業中・通勤途上の事故によるケガを保障します。②就業中に特化した保障だから割安な掛け金を実現しております。③共済金はご契約者様へお支払いします。④労災認定や他の保険（共済）に関係なく支払いされます。⑤掛金は全額損金算入できます。

「24時間保障型」の特徴は、充実の24時間保障ですから就業中はもちろん休日のレジャーまで、皆様の万一をお守りする頼れる共済制度です。

お申込み・お問い合わせは組合事務局へご連絡いただければ、広島県中小企業共済協同組合の担当者が対応にお伺いします。

平成28年度通常総会開催のお知らせ（予定）

開催日時：平成28年5月27日（金）
開催場所：広島市・リーガロイヤルホテル広島

春夏秋冬

昨年度、広島県室内装飾事業協同組合は創立50周年を祝うことが出来ました。
これも組合員皆様と歴代役員の努力と英知の結集の賜と感謝しております。
現在の組合員数は正組合員194名と准組合員111名の規模になっており全国的に見ても相当な規模の組合に発展しております。
組合の目的と活動は、「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的」にすすめております。
組合員の事業所規模は小規模零細の事業所が多数であり、また、様々な事業内容、事業形態の事業所で構成されているためなかなか意見の集約や方向性においてもまとまりにくい業界でもあり、業界団体としての活力を発揮できないことが、経済的社会的地位の向上がなかなか実現しない状況が続いていると言ってもいいでしょう。

組合の活動にご理解と参加のお願い

組合・副理事長　渡辺悦司

それは実業の世界でも一緒で、まとまっていなければ地位向上と業界発展は非常に難しいと思います。
組合がまとまって活発な組合活動をしていけば自分たちの生活の場を少しでもより良くしていくことが期待できると思いますし新しい組合員が新規に加入してくるようになると思います。
時代はどんどん変わっていきます。変化に対応できなければその世界では存続できませんから組合も新しい姿に変わっていくでしょう。
組合の新しい姿を実現するためには組合員の交わりが一番であり各々の意見、要望を組合の交流の場で組合員相互が共有し交換してください。
5月には組合の年に一度の通常総会が開催されます。組合員の皆さんには是非会場に足を運んでいただき、皆様の力で新しい組合を創り上げてほしいのです。お待ちしております。

小規模零細経営の事業所ですと様々な社会的経済的な問題に直面されているのではないでしょうか。
大きな動物は1匹でも行動できますが小さい動物は集団で行動しないとその生存が危ぶまれるのが自然界の慣わしです。
防衛策の一環として、ＡＩＵ損害保険会社とタイアップして独自の『業務災害補償制度』を設け、おすすめしております。
この制度は組合員の補償のみならず、従業員・下請・アルバイト・パートに対する補償・福利厚生の充実を図るためのものとして、お役に立てるものと考えております。
大切な従業員が安心して業務に従事できるように手当することは、人材の安定確保、福利厚生の面からもきわめて重要なことです。
ＡＩＵ損害保険会社広島支店推進担当代理店がお伺いしますのでご相談ください。

広装協の『業務災害補償制度』のご案内と加入のおすすめ！

組合では組合員皆様の福利厚生対策および企業

『日装連専用賠償補償制度』〈第三者賠償補償制度〉への加入のご案内！

日装連が開発した『日装連専用賠償補償制度』は組合員皆さまが抱える第三者賠償リスクを包括的に補償する制度商品です。
本制度は、年々高まる企業責任への厳しい追及の中で、会員の業務遂行に関わる企業リスクマネージメントに非常に有利な内容です。
特に、会員個別のオーダーメイド型のプランとして、「保障重視のタイプ」「掛金重視のタイプ」で独自の内容で加入いただけます。

《本制度の内容と特徴》

①建物の内・外装工事の施工中の不測・突発的な事故により工事の目的物への損害が発生した場合、その復旧費を補償します。
②工事業務遂行に関わる賠償リスクを総合的に補償します。
③『日装連専用賠償補償制度』は、基本契約とオプション特約契約が含まれ、充実した補償となります。
④年間包括契約ですので、付保漏れ工事がありません。
⑤日装連・組合の制度商品のため、掛金（保険料）は割安です。
⑥掛金（保険料）は全額損金処理できます。
⑦事故時の対応は、ＡＩＵ保険会社損害サービス担当者が、会員個別に相談させていただきます。

《ＡＩＵ損害保険会社広島支店推進担当代理店》

推進に当たっては、推進担当代理店がエリア単位で伺います。
〈広島エリア〉
㈱オリエンタル本社
電話０８２－５１１－３３５７
〈担当：鍵岡、中津、花本〉
〈福山エリア〉
㈱オリエンタル福山支店
電話０８４－９７３－８４５７
〈担当：井上、伊豆田〉

広装協の 業務災害補償制度

のご案内とご加入のおすすめ

◆業務災害総合保険◆

（業務災害補償特約、使用者賠償責任限定補償特約（死亡のみ補償）、使用者賠償責任補償特約（使用者賠償責任拡張補償特約セット）、事業主・役員フルタイム補償特約、疾病入院医療費用補償特約　等セット）

例えばこのような時にお役に立ちます

業務中のケガはもちろん、通常経路による通勤途上のケガも補償します。

補償内容

給付項目	給付の内容
死亡補償保険金	業務に従事中（通勤途上を含みます。）に身体障害＊を被り、それがもとで身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。
後遺障害補償保険金	業務に従事中（通勤途上を含みます。）に身体障害＊を被り、それがもとで身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害等級に応じた額をお支払いします。
入院補償保険金	業務に従事中（通勤途上を含みます。）に身体障害＊を被り、それがもとで入院した場合に、入院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。
手術補償保険金	業務に従事中（通勤途上を含みます。）に身体障害＊を被り、それがもとで入院した場合に、入院1日につき180日以内にその治療のため所定の手術を受けた場合、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。ただし、同一の原因にもとづく身体障害について1回の手術に限ります。
疾病入院医療費用保険金（注1）（注2）（注3）	病気治療のために1泊2日以上継続して国内で入院＊1し公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合で、入院を開始した日からその日を含めて365日以内に実際に負担した費用＊2に対し、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。 ＊1 先進医療に要した「技術料」「交通費」は、日帰り入院、または通院の場合も補償対象となります。 ＊2 先進医療による治療の場合、入院を開始した日または先進医療を受けた日、いずれか早い日からその日を含めて365日以内に負担した費用となります。
使用者賠償責任補償保険金（注1）	従業員などが業務上の事由または通勤により被ったケガや病気について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、賠償保険金および争訟時の弁護士費用などの費用保険金をお支払いします。
使用者賠償責任限定補償保険金（死亡のみ補償）（注1）	死亡補償保険金が支払われる場合で、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、賠償保険金および争訟時の弁護士費用などの費用保険金をお支払いします。

特約名	特約の内容
事業主・役員フルタイム補償特約	ご契約の保険金について、事業主、常勤の役員の方が業務外の事由により生じた身体障害＊についても補償の範囲を拡大してお支払いします。 ※使用者賠償責任限定補償保険金（死亡のみ補償）、使用者賠償責任補償保険金はこの特約の対象となりません。

＊　身体障害とはケガまたは業務に起因して生じた所定の症状をいいます。詳細はご注意事項でご確認ください。
（注1）同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。
（注2）病気を補償する特約については、社員、常勤の役員、常勤のパート・アルバイトが補償の対象者となります。詳細は「被保険者・補償対象者の範囲」をご覧ください。
（注3）保険金は被保険者（保険の対象となる方）へ直接お支払いし、「保険金お支払のご案内」もご本人に送付します。
保険金をお支払いできない主な場合など、補償内容の詳細はパンフレットをご覧ください。

補償プラン例（保険期間１年）

業務災害補償特約、疾病入院医療費用補償特約、使用者賠償責任補償特約（使用者賠償責任拡張補償特約セット）、使用者賠償責任限定補償特約（死亡のみ補償）、事業主・役員フルタイム補償特約　等セット

補償内容	Aプラン	Bプラン	Cプラン
死亡補償保険金	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円
後遺障害補償保険金（1級～14級）	障害等級に応じて1,500万円～60万円	障害等級に応じて1,500万円～60万円	障害等級に応じて1,500万円～60万円
入院補償保険金（日額）（1事故につき180日限度）	5,000 円	5,000 円	5,000 円
手術補償保険金（1事故につき1回）	入院中／入院中以外 5万円／2.5万円	入院中／入院中以外 5万円／2.5万円	入院中／入院中以外 5万円／2.5万円
疾病入院医療費用保険金（1回の入院につき/要入院1泊2日以上＊）（注1）（注2）	補償されません	補償されません	50 万円限度
使用者賠償責任補償保険金（注1）	補償されません	1名／1災害 3,000万円限度	1名／1災害 3,000万円限度
使用者賠償責任限定補償保険金（死亡のみ補償）（注1）	1名／1災害 500 万円限度	補償されません	補償されません

（注1）同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。
（注2）入院を開始した日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限ります。
入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、その入院の原因となった病気によって再入院した場合は、前の入院と後の入院をあわせて1回の入院とみなします。ただし先進医療についてはその治療の都度「入院」または「再入院」があったものとみなします。
＊ 先進医療に要した「技術料」「交通費」は、日帰り入院、または通院の場合も補償対象となります。

月払保険料	責任年間売上高	内装仕上工事業	保険期間1年の場合　2015年12月 現在	
	4,000万円未満	11,370円	12,640円	19,770円
	1億円	18,550円	23,310円	34,980円
	2億円	28,180円	37,380円	55,600円

事業者数割引：5% 適用　（保険期間開始日時点における加入事業者が5社以上の場合、事業者数割引5%が適用されます。加入事業者数に応じて割引率が異なりますので、詳細は取扱代理店までお問い合せください。）

日装連中国ブロック春季定例会開催

日装連中国ブロック会では、3月4日（金）午後1時20分から広島市のオリエンタルホテル広島で春季定例会が開催された。

ブロック会には、各組合から理事長、副理事長、専務理事、事務局長等19名が出席し、日装連からも西浦理事長、山﨑専務理事が出席された。

ブロック会は午後1時20分に開会し、若山会長（広島県組合理事長）の開会挨拶に続き、日装連西浦理事長の挨拶の後、若山会長を議長に協議をすすめた。

協議事項1「日装連ならびに業界の情勢について」、日装連山﨑専務理事から中国ブロック会日装連報告書に基づき、委員会活動を中心に詳細な報告と情勢連絡をされた。

協議事項2「日装連各委員会の活動報告」では、総務委員会については小田委員（広島県組合）、教育資格委員会については清水委員（鳥取県組合）、青年部・次世代委員会については瀬尾委員（鳥取県組合）から報告が行われた。

協議事項3の「内装工事（壁装・床仕上げ工事等）の材料搬入経費について」では、提案者のしまね組合から、材料の搬入経費はどこに入っているのか、今までは卸の人がほとんど搬入していたと思うが、人まかせではこの業界全体の発展性があるのか危惧しているとの報告の後、意見交換を行った。

鳥取県においては、施工業者が現場に着いたものを搬入する。

見積りでは、搬入費は資材運搬費で、別項目で見積りの中に入れるとの報告があった。

島根県以外の各県においては、搬入費は別枠計上されている旨の報告があり、材料の搬入は施工業者で実施していくことが必要である旨の意見であった。

協議事項4の「組合員の増強方法について」では、提案者のしまね組合から主旨説明があり、各組合の「組合員増強」取組み状況は、事前の聞き取りによって一覧表にしているので、各県からのポイントについての説明後、意見交換を行った。

特に、組合員が増加している広島県組合からの説明の中で、平成24年10月に開催した、組合役員と卸部会員との懇談会の中で、卸部会員の方から内装仕上業者にラベルを渡さないようにしたいとの意見が出て、ラベルを必要とする人は、組合に加入してもらうように、卸部会員から推進してもらった。

会員制度を明確にし、制度の確立と遵守により現在も組合員が増加している。

協議事項5「県の施設入札について」は、提案者の山口県組合から、県の施設入札についての疑問点の対処法について、各県の実情を聞きたいとの趣旨説明があった。

日装連からのアドバイスで、入札は市も県も全国ほとんど一番安いところに受注さすということがある。

鳥取県組合から、県の工事は下限率が91％～92％と決まっている。それを下げると失格になる。

物品扱いの場合は、下限が関係なく最低価格になるので工事発注にしなければならない。

山口県の入札については、物品扱いの入札だった可能性が高く、物品扱いの場合は、最低価格となるので、注意する必要があるとの事例を示しての報告があった。

協議事項6の「日装連への質問・要望事項について」は、事前に日装連からの回答があり、資料に掲載しているため、一部再度要望した。

(1)「防火対象物」について、防火対象物の中に、公共施設の体育館は項別区分はないが、観覧席のある体育館、地域の集会等に使用する場合もある体育館などは、消防法施行令第4条の3、不特定多数の人が利用する施設の観覧場に当たると思われる。

日本防炎協会に消防庁の見解を求めてほしい。（しまね組合）

日装連からの回答に対して、再度消防庁の判断、見解を防炎協会に確認してもらうこととした。

(2)「標準見積書」について、前回のブロック会議において、標準見積書（法定福利費計上）の計算方法を全室協方式に変えて統一したものを出していく旨の報告が日装連よりありましたが、その後の経過を教えていただきたい。（岡山組合）

(3)「標準見積書作成」について、標準見積書作成に絡み、島根では人工計算、歩掛計算と出してみて「壁」に突き当たり、日装連の「標準見積書」の作成が待たれるところです。

何時頃完成予定でしょうか。（しまね組合）

(2)(3)は関連があり、日装連から説明の後、中国ブロックにおいて「それぞれの現場における1人当たりの品種ごとの1日の完成施工数量」のとりまとめを依頼された。

中国ブロックとしては、とり纏めについて、後日相談することとした。

(4)「下関市防災協会」について、山口県組合の加入数が少ないのは、下関市防災協会がある事も理由の1つであると考えている。

わざわざ我々の組合に正規加入をしなくても、簡便に出るようだ。

下関市消防局が絡んでいる団体なので、違法とは言えないが、共存共栄していくのか、我々と統合できないのか、筋道ができないものか。〈山口県組合〉

日装連としては、日本防炎協会と協議している旨報告があった。

(5)「登録基幹技能者」について、登録基幹技能者「建労金、最大30万円支援」について詳しく説明してほしい。〈しまね組合〉

日装連から説明があり、詳しいことは厚生労働省関連の地元の機関に相談するようにとのことであった。

協議事項7の「各組合の平成28年度事業の骨子について」〈意見交換〉では、事前に各組合から報告を貰い資料に記載しており、各組合から要点について説明した後、意見交換を行った。

協議事項8の「中国ブロック会の役員改選について」と、協議事項9の「日装連役員及び各委員会委員の次期候補者推薦について」は、各組合の理事長が別室にて協議された結果、中国ブロック会の役員、日装連役員及び各委員会委員についても、引き続き現状どおりとすることに決定した。

協議事項10の「2016年秋季ブロック会の開催について」は、平成28年9月9日(金)に岡山県で開催することとした。

午後5時15分、ブロック会のすべての議案を終了し、細木副会長（しまね組合理事長）の閉会挨拶で会議を閉会した。

日装連中国ブロック会 事務局長会議開催

中国ブロック会事務局長会議は、3月5日に広島市のオリエンタルホテル広島で開催された。

事務局長会議には日装連から山﨑専務理事が出席され6名で行った。

事務局長会議は午前9時に開会し、山﨑専務理事の開会挨拶後、米山事務局長（広島県組合事務局長）を議長に協議をすすめた。

協議事項1では、組合脱退者対策について、各組合からの事前報告資料に基づき、意見交換を行ない、日装連からの事例報告とアドバイスもあった。

協議事項2では、日装連への月次ラベル受給報告書様式について、各組合の現状報告をし、日装連に対して全国統一様式にして、集計の効率化を図るべきであり、単組へのフィードバックについても実施すべきとの意見が出た。

これについては、後日、日装連から報告をもらうこととした。

協議事項3では、マイナンバー対応状況について、各組合から事前報告をもらった資料についてのポイントを説明してもらい、意見交換を行なった。

各組合とも、適切な管理をされ、現状では問題はない状況であった。

協議事項4では、消費税10％対応について、各組合からポイント説明をし、意見交換を行った。

協議事項5では、各組合のホームページ活用状況について、各組合の実態説明をし、意見交換を行った。

現状、各組合ともホームページに時間が取れない状態にあり、今後、情報、データ更新等について細かくチェック対応していくこととした。

協議事項6では、各組合の悩み事について、現状報告後、意見交換を行なった。

各組合とも、財政面、組合員の増加、組合員の行事への参加意識の向上等があり、日装連から組合員の参加意識向上対応について、アドバイスがあった。

協議事項7では、組合の助成金活用について、各組合からの現状報告をし、意見交換を行なった。

各組合とも、中央会の助成金の有効活用が報告された。

今後も中国ブロックにおいては、情報の共有と連携を強化していくことを確認し、中国ブロック会事務局会議は12時に閉会した。

会員の動向

☆新会員の紹介

★准組合員

◎T's内装

・代表者　高橋徳哲

・住所　福山市神辺町川南1362－6

・電話　084－963－2044

・FAX　084－966－8770

防火壁装施工管理ラベル・防炎ラベルの適正表示！

防火壁装施工管理ラベルの表示

建築物の内装の防炎上の措置を定めている法律「建築基準法と消防法」に基づき施工し、日本壁装協会と壁装施工団体協議会が定めている防火仕上げにおいて、適正に施工した証として〝防火壁装施工管理ラベル〟表示を行います。

＜防火壁装施工管理ラベルとは＞

防火壁装施工管理ラベルは、日本壁装協会の防火壁装材料の管理システムに基づき、防火仕上げを行った箇所に、日本壁装協会と壁装施工団体協議会がその品質を表示するために定めているものです。

ラベルは、不燃材料・準不燃材料・難燃材料の3種類があり、表示は防火壁装施工管理ラベルに施工した防火壁装材料の認定番号と壁装施工管理者の登録番号・事業所名を記入して表示します。

認定番号と登録番号は壁装施工団体協議会の会員（日本室内装飾事業協同組合連合会：同会員）である広島県室内装飾事業協同組合＜同ラベル支給窓口＞が記入した上で登録者（施工管理者）に支給されます。

＜防火壁装施工管理ラベルの適正表示＞

(1) **防火仕上げをした証**

建築基準法の内装制限（第35条の2）の定めに基づき仕上げた物件です。

建築基準法施行令（第112条、第120条、第128条の3、第129条）の定めに基づき仕上げた物件です。

その他国土交通大臣が定めた防火材料を使用して仕上げた物件です。

(2) **顧客・居住者への安心の証**

施工者及び施工管理者が施工現場においてその条件に合した仕上げである証としての表示です。

壁装施工管理者が施工後に、自己の責任を明確にして、確実に認定条件どおり仕上げたことを示す表示をすることにより、顧客・居住者に信頼と安心を届けるものです。

防炎ラベルの表示

消防法に基づき防炎規制がされている防火対象物において使用される物品には、防炎性能を明確にするために〝防炎ラベル〟表示を行うことが義務付けられています。

〝防炎ラベル〟表示を行うためには『防炎表示8つのポイント』を熟知し、厳守しなければなりません。

『防炎表示8つのポイント』の解説等については、防炎講習会で徹底していきますが、概要は別記のとおりです。

防炎表示8つのポイント

1 防炎表示は消防法で義務付けられています。

防炎物品を使用することは、初期火災の予防の面で非常に重要ですが、防炎物品は外観では防炎性能があるかどうかの判別ができません。ラベルによる防炎表示は、その物品に防炎性能があることを示す唯一のあかしです。

それゆえ、防炎表示は消防法令等で決められていますので、それを遵守し正しい防炎表示をお願い致します。

消防法

（防炎性能等）
第8条の3　高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防炎対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。
2. 防炎対象物品又はその材料で前項の防炎性能を有するもの（以下この条において「防炎物品」という。）には、総務省令で定めるところにより、同項の防炎性能を有するものである旨の表示を附することができる。
3. 略
4. 防炎対象物品又はその材料は、第2項の表示又は指定表示が附されているものでなければ、防炎物品として販売し、又は販売のために陳列してはならない。
5. 略

2 防炎表示は登録表示者だけに許されています。

防炎ラベルの表示は誰でも自由に行えるものではなく、消防庁長官の登録を受けた「登録表示者」だけに許されているものです。

登録表示者の社会的責任を自覚し、正しい防炎表示を行いましょう。

消防法施行規則

（防炎表示等）
第4条の4　法第8条の3第2項の規定により防炎物品に付する防炎性能を有するものである旨の表示（以下この条及び次条において「防炎表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付することができる。
(1) 防炎表示を付する者は、消防庁長官の登録を受けた者であること。
(2) 防炎表示は、別表第1の2の2に定める様式により行うこと。
(3) 防炎表示は、縫付、ちょう付、下げ札等の方法により、防炎物品ごとに、見やすい箇所に行うこと。
2. 前項第1号の登録を受けようとする者は、別記様式第1号の2の2の4の申請書に第4項の基準に適合するものである旨を証する書類を添付して、消防庁長官に申請しなければならない。

3 防炎ラベルには、大きく「材料ラベル」と「物品ラベル」の2種類があります。

「材料ラベル」は防炎物品の原反（生地）を製造、輸入あるいは防炎処理した会社が、その原反の防炎性能を保証した表示です。

「物品ラベル」はその原反を裁断・施工・縫製した皆さんが、完成品のカーテンやじゅうたん等の防炎性能を保証する表示です。

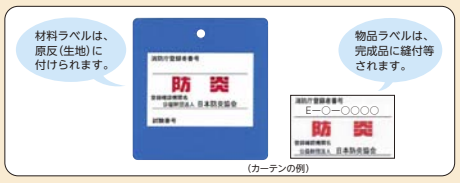

4 防炎表示を確認せずに防炎表示を行わないでください。

裁断・施工・縫製業の方々は、必ず防炎性能が確認された原反を使用してカーテンやじゅうたんに防炎表示を行って下さい。防炎物品を購入する方々は、皆さんが付した「物品ラベル」を目じるしにします。

皆さんの最初の仕事は、仕入れた原反についている「材料ラベル」又は当該原反の「試験番号」を確認することです。この確認によって、皆さんは「防炎ラベル交付申請書」で交付を受け、「物品ラベル」を付することができます。

もし原反の「防炎性能」を確認せずに「物品ラベル」を付し、その物品に防炎性能がなかった場合はどうなるでしょう？ 皆さんがその責任を問われるのです。

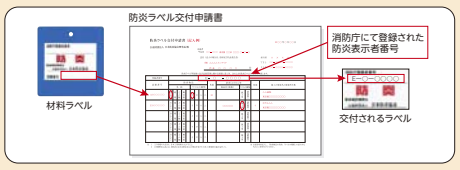

5 防炎ラベルを譲渡したり融通することは禁じられています。

防炎ラベルには、「消防庁登録者番号」が記載されており責任の所在を明らかにしています。このラベルを他人に譲渡したり、あるいは融通することは、防炎表示制度の根本にふれる大きな問題です。親しい間柄の人であっても、防炎ラベルの譲渡や融通はしないで下さい。

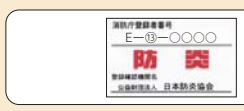

6 防炎ラベルの品目間流用は認められません。

防炎ラベルは、物品の種類等によって大きさや、形や、色などが異なります。カーテン用のラベルをじゅうたん等に流用したり、材料ラベルを切取って物品用に流用するなどは認められていません。耐洗濯性のない防炎カーテンに、耐洗濯性の表示がある防炎ラベルをつけることも間違いです。

7 防炎ラベル及び防炎物品の管理は正確・厳重に。

防炎ラベルは以下でおわかりのように、法令によって登録表示者が責任をもって表示するものです。このため防炎ラベルの受払は正確に記録しておく必要があります。

仮に防炎ラベルがついた品物が燃えるという事故が起きたときに、責任の所在を調査・追及するためには、ラベルがどんな品物に何枚使われたかの記録がなければなりません。ラベル管理を厳重・正確におこない、「防炎ラベル等使用報告書」の提出をお願いします。

また、ラベル管理に加え、防炎品現物の仕入と販売等の管理も重要です。「防炎物品の受入管理及び払い出し管理記録簿」による記録保持をお願いします。

【防炎ラベル関係書式】※申請される方が作成し10年間保管して下さい。
① 防炎ラベル交付申請書
② 防炎ラベル等使用報告書（カーテン・その他／じゅうたん等）
③ 防炎物品の受入管理及び払出管理記録簿
※①・②の控えは所属組合へ必ずご提出下さい。（所属組合にて10年保管）

8 防炎カーテンには防炎ラベルと一緒に「補助ラベル」を縫付けて下さい。

皆さんがカーテンを縫製し防炎ラベルを縫付ける際に、使用した「防炎原反」に付いてきた「照会番号記載の補助ラベル」を一緒に縫い付けて下さい。

その「照会番号」から、防炎原反の製造者、試験番号、バッチ・ロット番号等が確認できるというトレーサビリティの仕組みができました。

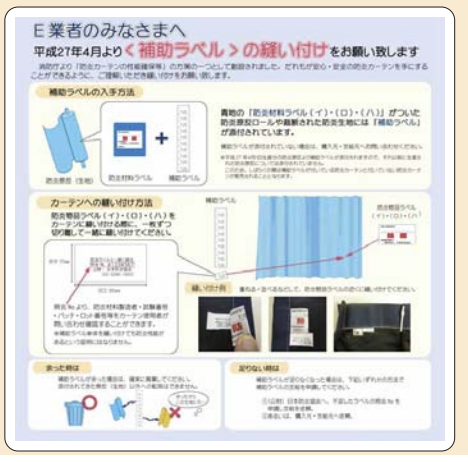

青年部会活動

福山グループの事業報告から

2月13日に「第1回IC & ID Sharing Place」を開催しました。

皆様のご協力で大成功におわりました。ありがとうございました。

では、順を追ってレポートしていきます。

会場は、㈱池田ハルクの2階会議室をお借りしました。

時間通りに集まって頂き、予定通り開始することが出来ました。

会場の雰囲気も良く、予想より多くの方にご来場頂き驚きました。

最初に、司会進行の中島が、拙い進行になる事のお詫びとアンケートの協力をお願いしました。笑いを取りに行く余裕はありませんでした。

続いて、田浦さんに代わり吉岡さんが開会の挨拶をし、広島インテリアコーディネーター協会の代表挨拶を八田さんが行いました。

次に、趣旨説明を池田さん、内装士の定義の説明を岡田さんが行いました。

次は実技に入ります。

まず、壁紙の施工実技を吉岡さんが行いました。

通常のジョイントと柄物の巻き込み有りの施工を見てもらい、また、施工時の注意点を交えての解説を行い、最後にクロス施工をご来場の方に体験して頂きました。

次に、珪藻土の施工実技を西山さんが行いました。珪藻土の解説を調湿・脱臭・耐火・吸油の実験を交えて進め、最後に珪藻土の施工をご来場の方に体験して頂きました。

どちらの施工実技も、御来場の方に体験して頂けたので、良かったです。

全員にして頂く時間はなかったので、希望者のみの形となりましたが、学生さんには両方共して頂きました。

次は広島インテリアコーディネーター協会の紹介を中村さんに、インテリアコーディネーターの業務実例を金高さん・伊藤さん・大段さんにして頂き、トークセッションに入りました。

業務実例では見やすい資料を用意してくださり、わかりやすい内容でした。

トークセッションでは、時間の都合上、事前に考えた質問を読み上げ、答えてもらう形を取りました。

参加型にする為、封筒（入場時に資料等を入れたものを配布しました。壁紙でできてます。）に黄色い紙の質問状を入れておき、入っていた方に読み上げて頂きました。

なかなか答えにくい質問もあったと思いますが、金高さん、伊藤さん、大段さんがしっかりと答えて下さいました。

そして、短い時間ですが、交流会の時間を取りました。

皆様が和気藹々と話されていました。

最後に、閉会の挨拶を平さんが行い、全員で集合写真を撮り、終了しました。

今回のSharing Placeは大成功だと感じました。

第2回・第3回……と続けていく良いきっかけになったと思います。

今回の成功は全員で頑張った結果と、皆様のご助力の賜物です。

誠にありがとうございました。そしてお疲れ様でした。